

危機意識と未来へのチャレンジ

手帳や資料など、かさばる重い鞆を持って移動していた数年前。今では、薄くて軽いタブレット端末ひとつを持ち歩けば、用は足りる時代になりました。技術革新は日進月歩ならぬ「秒進分歩」で、人々の生活を豊かにしてくれる一方、その副作用も深刻になっています。

過般の権利者団体会議では委員から、今楽器が売れないというお話を伺いました。ひと昔前まで音楽が好きで若者たちは、ミュージシャンという職業に憧れ、楽器を持ってバンドを組み、ライブハウスでパフォーマンスし、称賛を浴びるのがステータスであり、成功者でした。

でも、今はどうでしょう。YouTubeをはじめとする動画投稿サイトでの再生回数によりインセンティブを得て、一夜にして億万長者になる現実を知ってしまった若者たちは、楽器を持たずに、自宅の一室でパソコンに向かい、夢を追いかける時代となりました。当然、作品を生み出してきたレコーディングスタジオも、その多くが閉鎖を余儀なくされました。ひと昔前、「1億総クリエイター時代」という言葉を耳にしましたが、まさにそのような時代が到来したのかもしれない。

街中からレコード店が消え、パッケージと選手交代した音楽配信も違法配信が蔓延し、肝心のプラットフォームさえも海外の特定企業に独占されようとしてい

ます。

これらの状況を見ていて、本当にこれでいいのか？ 自問自答しても解が見つからない、そんな日々です。

このような急激な変化を前に振り返ってみますと、現行著作権法が施行されたのが1970年（昭和45年）、まもなく半世紀を迎えますが、部分的な改正こそあれ、抜本的な見直しが行われることもなく、時代に追いつけない面も多々見受けられます。

その一例が私的録音録画補償金制度の形骸化であり、複製を伴わないクラウドサービスの普及です。東芝裁判に象徴されるように、我が国の「製造業の優位性」によって、芸術・文化の創造活動への利益の還元がなされないままに進み、近い将来、その反動が必ず訪れることでしょう。

高度経済成長時代が終わり、日本の製造業はその拠点の多くを海外へ移しました。少子高齢化が進み、深刻な人口減少社会へ突入する中、政府はクールジャパン戦略の名の下、日本の優れた芸術・文化を海外へ輸出し、アウトバウンド・インバウンドを促進することによって、市場を開拓し、経済の活性化につなげたいということですが、これは実演を業とする我々にとっても活躍の場が広がり、喜ばしいことと期待しています。

2020年に開催が決まった東京オリンピック・パラリンピックでは、関連した

さまざまな文化交流も行われると伺っています。そこでの主役はクリエイター、実演家といった「人」です。50年前の東京オリンピック開催時前後に建設された多くの施設が老朽化し、ホールや競技場など、ライブエンタテインメント会場の改修や閉館等いわゆる2016年問題という喫緊の課題も抱えておりますが、その対応とともに、副作用と言われてきたインターネット環境も活かして、さまざまな取り組みにチャレンジすることも必要なのではないでしょうか。言うまでもなく生の実演は大変素晴らしく、価値あるものですが、同時に21世紀における実演手段の届け方を考えることも真正面から向かい合うべき課題のひとつだと私は考えます。

最後になりますが、今後のCPRAの命題としましては、実演家の権利の拡大と擁護への取り組み、また音楽実演に係る権利処理の更なる適正化とともに、来年度より映像実演の集中管理団体としての役割を担うaRmaとの円滑な連携も含めて、aRma理事長の立場からも関係各位にご協力をお願いいたく存じます。

一般社団法人 日本音楽事業者協会 会長
芸団協CPRA権利者団体会議 議長
一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 理事長

堀 義貴

Hori Yoshitaka

CPRA ニュース

V O L . 7 4

N O V . 2 0 1 4

C O N T E N T S

● 巻頭メッセージ

危機意識と未来へのチャレンジ …… 1

● ● 特集

権利者団体会議委員からのご挨拶 …… 2

今期運営委員会の課題と展望～新運営委員長・副委員長鼎談～ …… 3

各諮問委員会の取り組みについて …… 5

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

権利者団体会議委員からのご挨拶

構成団体一丸となって

一般社団法人
日本音楽制作者連盟
理事長

大石征裕

芸団協・CPRA設立から20余年の歳月を経て、実演家の隣接権に関する権利処理、とりわけ音楽関連の徴収分配システムは、些細な課題は残すものの、安定した運営状況に達してきているかと思えます。一方で映像関連については、放送番組の多角的な利用拡大に伴い、権利処理業務の煩雑さが一層膨らんでまいりました。

折も折、業務の専門性、効率化を高めるため、来年度aRmaが映像実演の集中管理開始を目指しておりますが、CPRAの歴史にとっても経験のない大きな変革であり、構成団体が一丸となって取り組まなければならない課題であると認識しております。権利者の信頼はもちろん、利用者からの期待にも応えていかなければなりません。

もう一点、今後の課題としましては、近年、多数のアーティストが公演活動の場を海外、中でもアジアを中心とした近隣諸国まで広げております。各国での認知も高まり、メディアにも取り上げられるようになりましたが、著作権や隣接権の保護については、必ずしも十分とはいえません。我が国の制度を一方的に押し付けるのではなく、各国の実情に配慮し、現地実演家をサポートする視点から情報交換を進めていき、将来、国内実演家に何らかの還元がなされることを目指したいと思えます。

より能動的な活動を

一般社団法人
演奏家権利処理合同機構MPN
理事長

椎名和夫

著作隣接権等の様々なリソースは、実演家のクリエイションのサイクルを維持するうえで、もはや欠くことのできない大きな存在に成長しています。CPRAは、関連する団体と力を合わせてこれをしっかり守り、さらに発展させていく大きな責任があると考えていますが、一方で、世相が混沌とする中、「コンテンツ」を単なる消費財としか見ない風潮がますます高まりを見せているのも事実です。実演家をはじめクリエイターの権利は、いま大きなアゲインストに直面しているといえますが、このような状況の中では、「変化」に対する「守り」ばかりでは有効とはいえず、実演家の権利を取りまとめる団体として、より能動的な活動が求められていくのではないのでしょうか。

重い話ばかりではありません。社会の中での実演の在り様も刻一刻と変わっていきませんが、それに沿う形で権利処理の方法論もたゆまず進化し続けてきています。さらに2015年4月1日には、映像実演の権利処理のワンストップショップとしてのaRmaが本格起動します。音楽の専門店CPRAと、映像の専門店aRmaの二頭体制の実現により、実演家の権利とその処理システムがさらに深化充実していくことを、心から願ってやみません。

歴史を重んじ、本質を未来へ

一般社団法人
映像実演権利者合同機構
代表理事

清水美穂子

近年の想像を超えた自然災害や事件事故により、たくさんの方々が深い悲しみに見舞われる中、音楽や映像のもつ真の力が、時には人の心を慰め、癒していることを期待してやみません。人が生きる上で欠かせないものは、衣食住に並び、文化に触れる瞬間であることに改めて意識を向けたいと思います。

昨今では、コンテンツの視聴や複製の新たな在り方が拡がり、ユーザーには、より身近で手の届きやすい環境となりました。この現実、芸能の秘めた可能性をも飛躍的に拡大させる好機として喜ばしいことであると同時に、公正な経済システムの再構築による実演家への適正な対価還元が必然と思われ、それが次なる活発な創造活動を積極的に生み出すものと確信しています。公正な利用と権利の保護により、文化の発展へ寄与するという原点を見つめなおし、現代に見合ったルールを迅速な整備に尽力したいと思います。

未熟で若輩の身ながら、新たな一員として権利者団体会議に加えて頂くことになりました。20年を越えたCPRAの歴史を重んじ、これまでに尽力された諸先輩方の偉大な足跡をたどりつつ、その本質を未来へ引き継ぐ責務の一端を担わせて頂けますよう、努めて参りたいと思います。

今期運営委員会の課題と展望 ～新運営委員長・副委員長鼎談～

8月26日(火)の権利者団体会議において、平成26・27年度芸団協CPRA運営委員の選出が行われた。これを受けて9月5日(金)に開催された第1回運営委員会では、新体制の運営委員長及び副委員長が選出されるとともに、各諮問委員会の委員及び担当運営委員が決定した。前期に引続き、委員長に就任した崎元讓委員、副委員長に就任した五藤宏委員及び上野博委員に、新期を迎えた意気込みと今後の課題や展望について、鼎談していただいた。



司会：松武秀樹委員

徴収・分配業務を振り返って

——まず芸団協CPRAの主要業務の一つ、徴収業務について課題を教えてください。
上野：昨年度徴収総額の7割弱を商業用レコード二次使用料等放送でのレコード実演の利用が占めています。放送各社は通信技術を活用

して、いつでもどこでも何でも放送番組を見ることができるようサービスを多様化させています。文化庁長官指定団体として、このようなサービス展開を円滑にし、かつ実演家及び権利者に適切な対価が還元されるよう、状況をきちんと把握し、柔軟に対応していく必要があると思っています。

五藤：最近では、放送局が商業用レコードを使わず、放送で使用する楽曲を独自に制作する例もでてきています。放送で使用するという非常に狭い目的で作られた楽曲が、広く一般に聴いていただく目的で制作された商業用レコードと同等のクリエイティビティを維持できるのか、個人的には大いに疑問を持っています。

——昨年度徴収総額の約2割を占める貸レコード使用料・報酬についてはいかがでしょうか？

上野：発売タイトル数は横ばいにも拘わらず、音楽CD売上げの減少傾向に歯止めがかかりません。また、CDレンタル店の寡占化が進んでいるため、数社の動向が与える影響が非常に大きい。正直先行きはあまり明るくありません。CDV-Jとの協力の下、合理的な徴収の在り方について引き続き検討し、何とか徴収額を下げないように努力したいと思っています。

崎元：ミュージシャンとして音楽CD

の制作環境の変化を肌で感じています。私が音楽業界に入った40年ほど前の全盛期に比べ、スタジオでの録音が非常に少なくなったと実感しています。録音に携わるミュージシャンの数が減らされ、打ち込みが多くなった。音楽活動での収入よりも芸団協CPRAから分配される著作隣接権使用料収入が上回るミュージシャンも少なくありません。



崎元 讓委員長

——一方、私的録音録画補償金については大きく落ち込み、国内での私的録音録画補償金徴収額は0円になりました。
上野：コンテンツを利用する側だけが利を得て、創作者へのリスペクトがないことを痛感しています。日本政府はクールジャパン戦略を積極的に推進し、海外にコンテンツを、それに絡めてハードも売り込もうとしていますが、今のままでは心をひとつにはできない状況ですね。

崎元：クリエイター保護が大切であることが、あまり浸透していないのではないのでしょうか。例えばドイツであれば、小さい時から著作権教育がきちんとされ、コンテンツにお金を払う意識が高い。日本では、我々がどれだけ汗水流して創作しているかには関心がなく、自分たちが楽しめればいいという意識が強いのかもかもしれません。

五藤：私的録音録画補償金がこのような状況にある一方、新たな権利を獲得

できていません。実演家のために最大徴収、最大分配を図る機関、という芸団協CPRA本来の役割に立ち帰り活動していかないと、時代の流れについていけず場外に追いやられかねない、という危機感を感じます。

——分配業務については、いかがでしょうか。

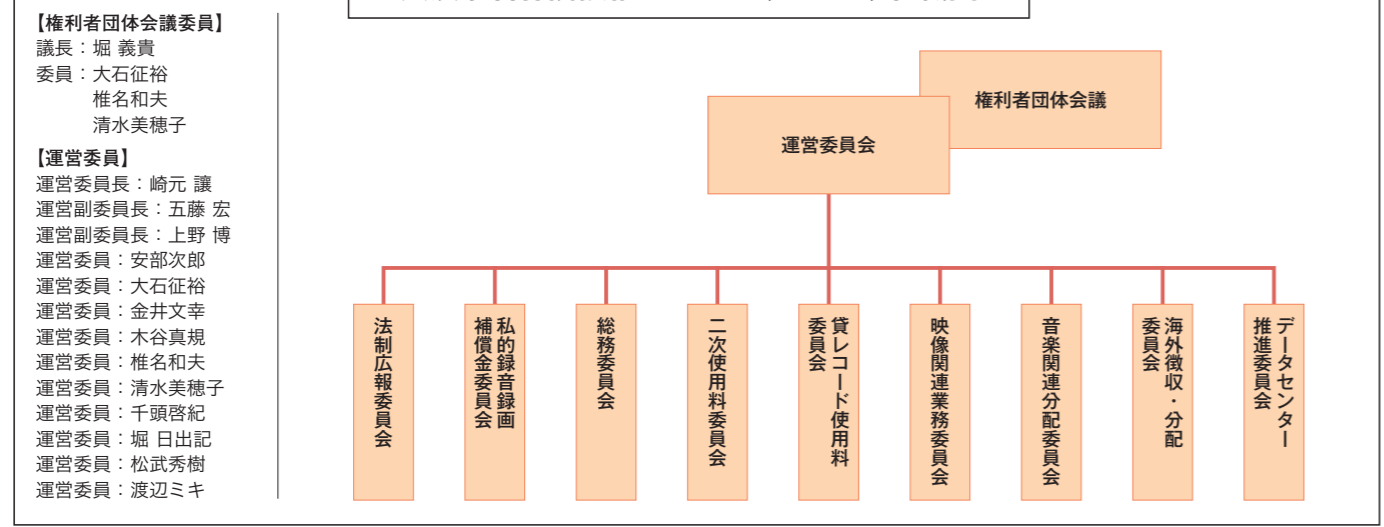
上野：レンタルCD店から全ての貸与データが入手できるようになり、放送局からの楽曲使用報告も全量に移行しつつある中で、処理すべきデータ量が膨大になってきています。データセンターなど、合理的かつ効率的に分配業務を進められるような検証が必要です。
五藤：徴収分配業務については、多少の課題はあるものの、使用データに基づく権利者への分配という理念の下、ある程度スキームが確立したのではないのでしょうか。今後は権利の拡大を芸団協CPRAの最上位概念とし、団体の性質を衣替えした方がいいと思います。新しい権利の獲得、実演家の立場の普及啓発及びロビー活動を中心としていくべきだと思います。

——そのために、我々は何をすべきでしょうか。

上野：まず、権利者はお金ばかり要求している、というイメージを払拭する必要があると思います。

五藤：質の良いコンテンツを生み出すにはプロフェッショナルの営為が不可欠であり、そのためにはリスペクトが必要というストーリーをいかに伝えていくか。お金を欲しいと言うから下品と思

実演家著作隣接権センター (CPRA) 組織図



[平成26年9月5日現在]

われてしまっているのですが、クオリティを維持するには応分の負担が当たり前という意識に変えていかなくてはならないと思います。

崎元：そういう意味でも法制、広報の役割が重要だと思います。CPRA NEWSやSANZUIなどの広報誌をいかに活用し、ロビー活動をしていくか。それぞれがちがはぐになってしまっているの、今後は組織的に対応していく必要があると思います。

上野：広報について言えば、もっと見やすく、欲しい情報がきちんと得られるウェブサイトにするべく、リニューアル中です。一方、CPRA NEWSのような紙媒体も大切です。ウェブサイトは興味が無いとアクセスしませんが、紙媒体はアピールしたい人に直接届けることができます。両方のバランスが取れた広報活動を進めていく必要があると思います。

五藤：昨年創刊したSANZUIも芸能の華やかで豊かなイメージや質の高さを広く浸透させる上で大切だと思います。その上で、我々の主張を届けていけばいいと思います。

上野：ユーザーが我々の主張にいい意味で反応してくれるようにしていかないといいですね。JASRACやレコード協会は誰でも知っていますが、実演家とは何か？芸団協CPRAとは何か？を社会に明確に示せていないと思います。



上野 博副委員長

崎元：実演家の権利について広く一般へ普及啓発していく活動も大切だと思います。芸団協CPRAでは、今年初めての試みとして体験型普及啓発活動を実施しました。新宿区で開催されたイベントに集まった小学生と保護者を対象に実演家の権利に関するクイズラリーを行ったのですが、非常に評判が良かったと聞いています。

音楽をもっと楽しめる社会の実現のために

——芸団協CPRAの管理範囲拡大については、どのようにお考えでしょうか。
上野：ウェブキャスティングのように、放送局だけでなく個人でもラジオ局類似のものを作ることが技術的に可能になってきています。ユーザーが音楽を楽しめる社会実現のため、保守的にならず環境整備していくことが今後の課題です。

また、日本政府が積極的に日本文化を海外発信している今日、海外でもきちんと日本の実演家の権利が保護される必要があります。特にアジアについては、法律が未整備な国や実演家団体のない国、団体があってもきちんと機能していない国もあります。それらの国、団体に対して、積極的に支援していく必要があると思っています。

先日、文化審議会著作権分科会の小委員会、JASRAC、レコード協会と共同で、クラウドロッカーサービスにおける「集中管理処理による契約スキーム」の提案を行いました。これを実現させるには、これからが重要です。

五藤：機器メーカーやサービス事業者にも、機器やサービスが稼働するにはソフトが必要で、そのためにはクリエイターへのリスペクト、還元が不可欠という発想を持って欲しいですね。

上野：テレビという受像器があっても、それを通して見るコンテンツがなければ、誰も見ないでしょう。オーディオ機器も一緒です。ライトアップ施設等を消灯することで日常生活でいかに電気を使用しているか実感し、省エネや地球温暖化対策実践のきっかけをつくる「アースデイ・ライトダウン」キャンペーンのように、一日音楽が聞けない日を設けるような運動をする必要があるかもしれませんね。

次の世代へ渡していくこと

崎元：芸団協CPRAのように、実演家と事業者が一つにまとまった組織は、おそらく世界に一つ。他に例を聞いたことがありません。
上野：音楽の創作に携わっ

てきた人が権利処理を行っている芸団協CPRAの存在意義を前面に押し出していかないと。

五藤：今後は、実演家を代表する団体として、権利の拡大や法改正に大きく対応していくことを主要業務にしないといけません。時代の変化に対応して我々の主張をどのように届けていくか。これは個々の構成団体ではできません。実演家、事業者が一体となった芸団協CPRAでなくてはできない仕事だと思います。



五藤 宏副委員長

上野：芸団協CPRA創設当初は、団体ではなく個人へ分配することが最大のテーマでした。今ではそれが実践されているのが当たり前ですが、当時から見ると信じられない思いですね（笑）。

崎元：それも個人分配を実現できたからこそ、ここまできたのであって。これからは次の課題に向けて進んでいかないといいですね。

五藤：次の世代に、これまでの活動の歴史や芸団協CPRAのあるべき姿を伝えていくことも今の執行部の大きな役割です。

崎元：そうですね。次の世代に渡していくことも今期の課題の一つですね。

五藤：テーマ性のあることを整理しておいてあげることが一番大切です。また、これから芸団協CPRAの主要業務を大きく転換するのであれば、事務局にもっと前面に出て、優秀に働いてもらうことが我々の希望です。

——徴収分配のスキームがある程度確立できた今が、次のステップに行くいい時期かもしれません。そのためには組織的な対応が大切だと思います。種はすでに蒔かれています。マネージメントと事務局が一層協力して進めていければと思います。今日はありがとうございました。

各諮問委員会の取り組みについて

芸団協CPRA各諮問委員会の今期の課題と抱負について、新担当運営委員にコメントをお願いした。誌面スペースの都合上、様々なテーマの中からポイントを絞って述べていただいたことをお断りしておきたい。

法制広報について

実演家を取り巻く環境が激変している今日、当委員会に求められる役割は非常に重要なものであると認識している。近年新しいサービスとして日本でも注目されはじめていくウェブキャスティングの集中管理をはじめとする公衆への伝達権に係る諸課題や、クラウドサービスと著作権の問題につき更なる検討を進める必要があるだろうし、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の動向についても注視していかなければならない。また、国家戦略として、ジャパンコンテンツの海外展開が掲げられ、特にASEAN諸国に向けて、日本の音楽や放送番組を発信していく取組が各方面で展開される中、アジアを代表する実演家集中管理団体として、こうした国々における実演家等の権利保護や集中管理スキームの確立・発展にどのように寄与していくのか積極的に検討していきたいと考えている。特にクラウドと著作権の問題については、文化審議会著作権分科会の下で精力的に議論が行われているが、実演家をはじめとする権利者への適正な対価還元の在り方を含め多角的な視点から精緻で迅速な検討を重ねていきたいと思っている。（上野 博副委員長）

私的録音録画補償金について

前期より、別々の委員会に付託され審議してきた私的録音と私的録画を統合し、「私的録音録画補償金委員会」として、共通の認識を持って諸問題に取り組むとともに制度見直しの動向を注視してきた。私的録画では、より実態に近く合理的な分配に向けた議論を重ね、新たな計算方法の導入および規程

変更を行った。しかしながら、私的録画は東芝裁判の上告棄却・上告不受理による一般社団法人私的録画補償金管理協会敗訴の決定を受け、2012年度分の補償金収入が0円となる事態に陥った。また、私的録音も補償金収入の減少が続いている。

今期の当委員会は、「実演家への適正な利益の還元」を目指し、制度の抜本の見直しも視野に入れた改善に取り組んでいく。併せて、国際的な動向や過去の経緯を踏まえた調査研究を進め、実演家の意見を発信し、制度改善に向けた運動を推進する。

（五藤 宏副委員長）

総務について

「放送と通信の融合」と謳われているような新たなサービスの出現や視聴覚実演に係る法整備等、また、諸外国との条約や協定の締結等に迅速に対応するため、引続き、専門的な権利処理機関としての事務局体制を構築し、関係団体とも連携しながら実演家の権利処理業務を円滑に進めていきたいと考えている。

（安部次郎委員）

二次使用料について

放送分野では、徴収額の大半を占める民放連及びNHKと、複数年度に亘り合意した。民放テレビ局の広告料及びNHK受信料は短期的には増収傾向のため芸団協CPRAが徴収する使用料増額が見込まれるが、中長期的に持続する見通しはない。衛星放送等有料型放送に対しては、継続的に協議を進めていく。また、コミュニティFMやケーブルテレビ事業者については、効率的に

回収を進めていきたい。

次世代サービスとして、4K/8K放送やマルチメディア放送等、様々なサービスの展開が予定されている。特に後者は、V-Low帯では地方ブロック向け放送、V-High帯ではNOTTVに続き、衛星チャンネルが参加したスマートフォン向け放送が開始される。このような新サービスが軌道に乗るよう見守りつつ、権利処理の協議を行っていききたい。

送信可能化の分野については、先般NHKと包括的に合意した「ハイブリットキャスト」など、利用者の要請に応じ、管理範囲の整備等に努めたい。

今後は、伝統的な放送から多種多様な伝送経路を利用したサービスが誕生していくものと考えられる。芸団協CPRAは、レコード実演の集中管理団体として権利者、利用者及び視聴者が其々利益を得られるよう環境を整備していきたい。

（上野 博副委員長）

貸レコード使用料について

ピーク時には6,000店を超えたレコード・CDレンタル店も、現在では2,600店を下回り、大手二事業者による寡占化が進んでいる。そのような中、前期本委員会では、ワーキングチームを設置して、将来のCDレンタル市場を見据えつつ検討を行った。しかしながら、この検討後も、インターネットを通じた様々な音楽配信サービスなどが登場し、CDレンタルを巡る音楽業界そのものが目まぐるしく変化している。

このような環境変化にも目を配りながら、縮小傾向にある貸レコード業界において、我々権利者の適正な使用料・報酬を確保しつつ、CDレンタル事業者にとっても納得がいく合理的な徴収の

在り方について検討や協議を継続していききたい。また、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 (CDV-J) やCDレンタル事業者、他の権利者であるJASRACや日本レコード協会との更なる連携も深めていきたい。

(上野 博副委員長)

映像関連業務について

2011年4月より一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) が全利用区分の仮申請・本申請を受付し、権利処理の窓口が一本化されたが、いよいよ来年4月より著作権等管理事業者として新たに徴収・分配業務を開始する。芸団協CPRAは上記の環境変化に備えるべく対応策を検討し準備を進める。一方、芸団協CPRAが権利行使を行った放送実演に係る番組販売・ビデオプログラム化および送信可能化につき、使用料の徴収分配を行い、併せて非一任型管理に基づき徴収する過去の放送実演使用料分配を行う。

(清水美穂子委員)

音楽関連分配について

前期は、貸与データが全量化したことを受け、貸レコード使用料の分配方法見直しに向けて、音楽関連分配委員会の下部組織として音楽分配作業部会を設置し、関係団体の実務担当者間で課題の抽出を行ってきた。去る3月には規程の改正に至ったが、分配実務作業の更なる効率化・合理化を見据え、引き続き検証を行っていききたい。

また、商業用レコード二次使用料に関しては、各放送局の楽曲使用報告が全量に移行しつつある中で、使用実態に即した分配が求められている。これに対応すべく、使用態様や放送時間の反映など、より精緻な分配方法の採用に向けた検討を重ねてきた。芸団協CPRAで重要な業務となる二次使用料は、分配方法の変更が多くの権利者に影響を与えうるので、変更前後の比較などを慎重に検証しており、今期中の



見直しを目指している。

刻一刻と環境が変化していく中で、分配を行っていく上での課題は少なくないが、権利者の理解が得られるよう、関係団体間の情報共有をはかり、更なる精緻化・効率化に向けた研究を進めていきたい。

(椎名和夫委員)

海外徴収・分配について

昨年度は長年の懸案であったフランスとの双務契約が合意に至り、これをもって欧米主要国との契約がすべて整ったことになる。また前期には新たに二団体との協定を締結した。

今期の課題は、まず2016年度までにSCAPR (実演家権利管理団体協議会) に統合が決定している2つのデータベース、すなわち実演家情報を管理するIPDならびに作品情報を管理するVRDBに対してどのように参加できるのか、データ整備および運用の側面から迅速かつ詳細な検討が急務となっている。また海外における日本楽曲の使用実績等を調査しつつ実際の分配データを精査することにより各団体からの徴収額増加を目指したい。そのほかアジア各国で設立されつつある権利管理団体との交流を深め、委任管理、徴収分配、データ整備等の実務面からサポートすることにより、アジア地域における芸団協CPRAのプレゼンスを高めると同時にアジア地域からの徴収が実現できるよう努力していききたい。

(安部次郎委員)

データセンター推進について

今期のデータセンター推進委員会も、従前より取り組んでいるシステム関連データ共有化による委任管理業務の円滑化と関係団体間の連携の強化および各種データの肥大化への対応を進めていく。

各々の課題として、委任管理業務では、各団体が保持する委任データを有効に利用する承認登録機能の拡充、紙ベースで管理している過去委任状のデータベース化を実施する。関係団体間の連携の強化では、著作権等管理事業者として映像実演に係る業務を開始するaRmaに対し、データ連携の強化および技術面の支援・協力がより一層必要となる。各種データの肥大化への対応としては、現サーバー構成の検証、データベース・アプリケーションの効率化・機能強化を実施しつつ、今後のデータ増も見据えた対策を施していききたい。

また、現在運用中である「権利者団体連携システム」や、前期に運用を開始したレンタルCDへの参加演奏家を登録する「カタログデータ入力システム」についても、各団体実務者の意見・要望を取り入れつつ、利便性の向上および機能拡充を図っていく。

(椎名和夫委員)

インターネット上の著作権・著作隣接権侵害について

インターネット人口普及率が約80%に達し、スマートフォン世帯普及率が50%を超え、いつでもどこでも何でもコンテンツが楽しめるようになった今日、著作権・著作隣接権侵害はどのような状況にあるのか。また、権利者はどのような対策を講じているのか。一般社団法人日本レコード協会著作権・契約部部長 楠本靖氏に話を伺った。

——著作権・著作隣接権侵害対策が、CD等パッケージの海賊版からインターネット上の海賊行為にシフトしてきたのはいつ頃でしょうか？

ファイル交換ソフトや携帯電話の掲示板を悪用した海賊行為は2000年代前半から問題となってきましたが、レコード会社が一丸となり本腰を入れて対策を講じたのは、2008、9年頃からです。とはいえ、パッケージの海賊版もなくなったわけではなく、限定盤のような価格の高いものを中心に、インターネット・オークションなどで売られています。

——インターネット上の海賊行為に変化は見られますか？

以前は他のユーザーから賞賛の声を浴びたい、無償の名誉目的での違法アップロードに代表される海賊行為が多かったのですが、最近は営利目的がほとんどです。法的保護がゆるい外国サーバーを経由するなど、悪質かつ巧妙になっています。また、ストレージサービスを悪用したり、権利侵害を助長するようなスマートフォン用アプリの頒布等新たな形態も出てきています。

——日本レコード協会ではどのような対策を講じられていますか？

当協会では、昨年4月、違法音楽配信対策を大幅に強化するため、「著作権保

護・促進センター (略称: CPPC, Copyright Protection and Promotion Centerの略)」を設置しました。現在、10名を超える専属スタッフを置き、システムも活用しつつ、インターネット上に拡散している音楽違法ファイルを探しています。見つかった音楽違法ファイルについては、約30カ国、200サイトに対し、削除要請を行っています。

また、ファイル交換ソフトを悪用した違法アップロード・ダウンロードに関しては、ユーザーに対し警告メールを送っています。悪質な場合には、警察へ情報提供し刑事事件化を求める他、損害賠償請求も行っていきます。権利侵害を助長するスマートフォン向けアプリについてもインターネットサービス事業者に対し削除要請を行うとともに、広告配信業者に協力をお願いしアプリ製作者の収益を断つ方策を行っています。

——このような対策の成果と今後の課題を教えてください。

対策を開始した当初、海外サイトの中には、違法ファイルの削除になかなか応じてくれないところもありました。直接訪問を繰り返す等粘り強く交渉を続けた結果、こちらの要請にすぐ対応していただけの協力体制が確立できました。往年のヒット曲については、削除要請を繰り返すことで、音楽違法ファイルは少なくなってきたと感じています。一方、新譜についてはなくなりません。一度アップロードされてしまうと、次々と他のサイトに拡散してしまい、侵害状況の把握が難しい。音楽産業を取り巻く状況が厳しい中、今後も違法対策を地道に継続し、少しでも正規ビジネスの伸張に結びつけていきたくと思っています。

インターネットが普及することで、権利侵害のボーダーレス化がますます進んでいる。日本コンテンツ産業の積極的な海外展開促進のため、海外での海賊版対策を講じている一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) 事務局 永野行雄氏より海外での海賊版対策について話を伺った。

——2002年CODA設立時と現在とで、被害状況の変化はありますか？



CODAが中国・成都で行ったセミナーの様子

設立当初から中国を中心に活動してきましたが、無許諾動画削除要請、海賊版販売店の摘発、サイト事業者や著作権関連団体等との直接対話等行ってきた結果、多少減ってきたように感じています。とはいえ、文化庁が平成24年度に行った調査では、中国主要都市 (北京・上海・広州・重慶) における日本コンテンツの被害額は年間約5,600億円と推計されており、依然として深刻な状況です。

また最近では、ロシアやインドなど、アジア全域に被害が広がってきているように感じます。CODAでは、昨年よりインドネシアを始めとしたASEAN地域にも活動の場を広げました。インドネシア以外にもタイ、ベトナムなど、まずは政府機関と交流を始め、海賊版対策及び正規流通促進のためどのような協力ができるか模索しているところです。

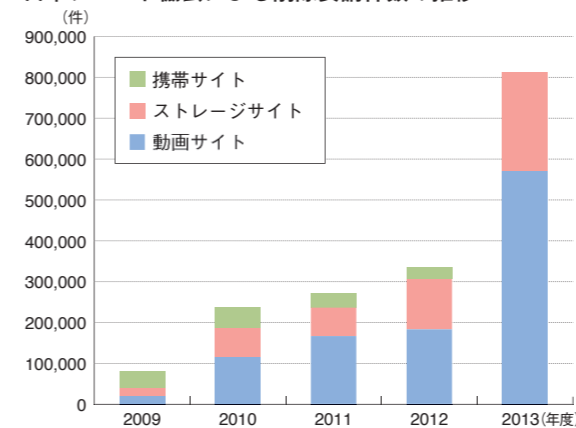
——海外の場合、正規コンテンツが流通していないためにやむを得ず海賊版に手を出す消費者がいるとも聞きますが。

おっしゃるとおり、正規コンテンツ流通と海賊版対策は両輪で行っていくのが望ましいと思います。例えば中国では、日本企業から正規ライセンスを受けた現地エージェントが積極的に海賊版対策を講じるようになったこともあり、被害は減少してきています。

現在、CODAでは経済産業省の委託を受け、「Manga-Anime Guardians Project」を推進しています。このプロジェクトは初の業界横断的なマンガ・アニメ海賊版対策で、①海賊版の効率的な「削除」、②海賊版から正規サイトへのファンの「誘導」、③国内外の視聴者等への「普及啓発」、という三つの課題に一貫して戦略的に取り組んでいます。このような取り組みを地道に続けることで、海外での海賊版被害を減らし、引いてはコンテンツ企業による積極的な海外展開促進の一助になればと思っています。

(企画部広報課 榎野睦子)

日本レコード協会による削除要請件数の推移



使用料規程を一部変更

使用料規程を一部変更し、有線放送事業者が有線放送するテレビ番組を放送と同時にストリーム送信する場合、及び衛星放送事業者が放送するラジオ番組または有線放送事業者が有線放送するラジオ番組を、事業者に向けて放送と同時にストリーム送信する場合の規程を追加した。

変更した使用料規程は、平成26年9月17日に、著作権等管理事業法に基づき、文化庁に届け出た。届出日から30日後の平成26年10月17日より実施している。

*新旧対照表はCPRA WEBサイトにてご覧いただけます。
(トップページ » CPRA NEWS ONLINE » 2014.09.19「使用料規程」を一部変更します)

平成26年度貸レコード使用料徴収額の見込みについて

平成26年度上半期(4月~9月)貸レコード使用料の徴収額が確定し、前年度上半期と比べて86.7%となった。このまま進捗した場合、平成26年度の貸レコード使用料徴収総額は、前年度を大きく下回る可能性がある。

現在、芸団協CPRAでは、CDレンタルを行う店舗に対して、一店舗毎の月額固定使用料と、各店舗が仕入れるレンタルCDに使用料を上乗せして徴収するサーチャージ使用料とを併用して、貸レコード使用料を徴収している。また、インターネットを通じて申し込み、レンタルCDが郵送されるオンラインレンタルについては、貸与一回あたりの使用料を定めている。

ここ数年来、CDレンタルを行う店舗数の減少傾向が続いており、現在では2,500店舗を下回っている。今年度上半期の月額固定使用料の徴収額は、このような店舗数の減少傾向に応じているが、サーチャージ使用料の徴収額も、前年度上半期と比べて73.2%となっており、とりわけ減少が顕著となっている。

クラウドロッカーサービスにおける「集中管理処理による契約スキーム」を提案

9月30日、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会(第5回)において、日本音楽著作権協会および日本レコード協会と共同でクラウドロッカーサービスにおける「集中管理処理による契約スキーム」の提案を行った。

本小委員会は、昨年度の同名のワーキングチームの検討結果を受けて設置されたもので、①クラウドサービス等に関する著作権制度の在り方、②クリエイターへの対価還元(補償金制度等)の2点を主に審議しており、クラウドと著作権については、ユーザーがコンテンツを用意し、ロッカーに保存したコンテンツを当該ユーザーが利用するサービスに焦点を当てて議論を行っている。

今回の提案は、そのようなサービスにおける音楽に係る権利処理について、3団体がワンストップ型の窓口を設置し集中管理を行うことで、サービス事業者と権利者の契約を円滑にし、クラウドサービスの一層の発展をはかるもの。

なお、同小委員会の配布資料及び議事録は、文化庁のWEBサイトで閲覧できる。

(文化庁 | 著作権分科会 | 著作物等の適正な保護と利用・流通に関する小委員会
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/hogoriyou/>)



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

堀 日記

芸団協CPRA運営委員会委員
一般社団法人日本音楽事業者協会 理事

今から半世紀前、昭和39年の東京オリンピック。当時、小学校6年生だった私も故郷で、ブラウン管テレビにかじり付き、白熱する競技を観ながら「ニッポン、ガンバレ!」と応援したのを今でも鮮明に覚えています。昨年には2020年の東京オリンピック開催が決定し、6年後には再びあの感動を日本で味わえると思うと、今から気持ちが高鳴ります。

敗戦国である日本が高度経済成長期に開催したオリンピック。あの頃すべての国民が、日本が豊かになったことを実感し、将来への更なる希望を抱いていたように思います。

しかし、少子高齢化による人口の減少や、産業構造の変化などによって、こんにちの日本には当時のような明るい希望は少ないと言っても過言ではありません。

オリンピックはスポーツの祭典ですが、世界各地から大勢の人々が集まり、盛んな文化交流が行われます。その中には、必ずしも日本ファンとは言えない人々もいることでしょう。

クールジャパンという言葉が浸透し始めて数年経ちますが、そういう意味でも、オリンピックは、日本の文化を世界に知らしめる絶好の機会です。将来的な明るい要素が少ない我が国が、どれだけ日本の優れた文化をPRし、世界に日本ファンをつくれるか。そういう意味で、6年後の東京オリンピックは、21世紀の日本にとって最初で最後の機会と言えるでしょう。

その時、その重要な役割を担うのは、実演家やクリエイターをはじめ、我々芸能プロダクションではないでしょうか。敗戦国が良くも悪くも他国の文化を受け入れながら、こんにちの日本社会を築き上げた訳ですが、今度は世界に対し、日本文化に対する憧れを与えられるか、私たちにとって腕の見せどころだと思っています。

今こそ実演家、業界が一致団結し、世界に日本文化を広めていきましょう。

CPRA NEWS VOL.74 通巻74号 2014年11月10日発行
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協 CPRA 法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F
TEL. 03-5353-6600(代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>

